

平成十六年六月二十二日受領
答弁第一八四号

内閣衆質一五九第一八四号

平成十六年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出自衛隊の多国籍軍参加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出自衛隊の多国籍軍参加に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのいわゆる「多国籍軍」については、平成二年のいわゆる湾岸多国籍軍を始めとし、国際連合安全保障理事会決議において多国籍軍と呼ばれたものを含め、いくつかのものがあるが、その目的・任務、編成等は様々であり、いまだ一般的に確立した定義はないものと認識している。

二から六までについて

お尋ねの参加がいわゆる多国籍軍への自衛隊の関与の在り方としてどのようなものを想定しているのかは明らかではないが、自衛隊がいわゆる多国籍軍の中で活動することと憲法との関係について述べた政府の国会答弁等としては、例えば、衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年十月二十八日内閣衆質九三第六号）、平成二年十月二十六日の衆議院国際連合平和協力に関する特別委員会における中山外務大臣（当時）の答弁、同月二十九日の同委員会における工藤内閣法制局長官（当時）の答弁、平成十三年十二月四日の参議院外交防衛委員会における津野内閣法制局長官（当時）の答弁、平成十六年六月十八日の衆議院国際テロリズムの防止及び我が国

の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における細田内閣官房長官、川口外務大臣及び秋山内閣法制局長官の答弁がある。

これらに示されているとおり、いわゆる多国籍軍には、平成二年のいわゆる湾岸多国籍軍のように武力の行使自体をその目的・任務とするものだけではなく、様々な類型のものが考えられ、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、自衛隊がその中で活動することの可否について一律に論ずることはできず、関連する国際連合安全保障理事会の決議、当該多国籍軍の目的・任務、編成など具体的な事実関係に沿って、我が国として憲法の禁ずる武力の行使を行わず、また、我が国の活動が他国の武力の行使と一体化しないことがいかに確保されるかということの基本として、その中で活動することができかどうかを検討すべきものであると考える。

ところで、政府が前記の昭和五十五年の答弁書等で憲法上許されないと述べたいわゆる多国籍軍への「参加」とは、当該多国籍軍の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することという限定された意味でのものであり、このような意味における「参加」が許されないと述べたのは、その目的・任務が武力の行使を伴う多国籍軍に右のような形態で「参加」すると、自衛隊の活動が武力の行使に及んだり他国の

武力の行使と一体化することがないという前提を確保することが困難であると考えてきたためである。

他方で、自衛隊の活動が武力の行使に及んだり他国の武力の行使と一体化することがないという前提を確保することが可能であれば、自衛隊がいわゆる多国籍軍の中で活動することは許されないわけではないと考える。もつとも、自衛隊が活動を開始した後に、右に述べた前提を確保することが困難となるような場合には、自衛隊が活動を継続することには問題が生じ得るが、具体的にいかなる事態がそのような場合に該当することとなるかについては、一概にお答えすることができない。

七について

「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」（平成十六年六月十八日閣議了解。以下「閣議了解」という。）でお示ししたとおり、平成十六年六月三十日以降、自衛隊は、国際連合安全保障理事会決議第千五百四十六号において言及される多国籍軍の中で、統合された司令部の下にあって活動することとなるが、当該司令部との間で連絡・調整を行うものの、当該司令部の指揮下に入るわけではなく、引き続き、我が国の主体的な判断の下に、我が国の指揮に従い、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）及び同法第四条に規定す

る基本計画に基づき活動を実施するものである。

これは、政府として十分な検討を行った上での判断であり、自衛隊は、これまで同様、憲法の禁ずる武力の行使に当たる活動を行うものではなく、従来の政府見解を変えるものではないことから、今回の判断が拙速であつた等の御指摘は当たらないと考える。いずれにせよ、今後とも、国会等の場での議論等を通じて、国民の広い理解が得られるよう引き続き努めてまいりたい。

なお、閣議了解と同日に、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百五十三号）の所要の改正及び基本計画の変更を行っている。